

山梨県水泳連盟細則

[連盟運営関係]

第 1 章 倫理・社会規範に関する規程

- 第 1 条 山梨県水泳連盟[以下「連盟」という]の役員、指導者、競技役員及び登録競技者等は、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努める。
- 第 2 条 この規程は、公益財団法人日本水泳連盟の以下の規程に従い、活動を推進する。
- (1) 倫理規程 (2) 処分規程
- (3) 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程
- (4) 公益財団法人日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて
- 第 3 条 この事務は競技委員会が所掌し、誠実に対応するよう努めなければならない。

第 2 章 個人情報保護に関する規程

- 第 4 条 この規程は、連盟が保有する個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。
- 第 5 条 この規程は、公益財団法人日本水泳連盟「個人情報保護規程」「個人情報保護方針」に従い、活動を推進する。
- 第 6 条 連盟は、総務委員長を個人情報保護管理者として任命する。
- 第 7 条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を实践する責任を負う。

第 3 章 諸帳簿類に関する規程

- 第 8 条 連盟規約第 3 章資産及び会計に基づき、つぎの帳簿を置き、管理担当と保存期間を決定する。ただし、他の法令によりそれらに代わる書類及び帳簿を備えた場合は、この限りではない。
- (1) 規約・細則(理事長 永久) (2) 議事録(総務委員長 2年)
- (3) 会計簿(会計委員長 5年) (4) 事業並びに記録簿(各委員長 2年)
- (5) 大会プログラム並びに大会結果(資格審査委員長 2年)
- (6) 役員名簿(理事長 5年)
- (7) 加盟団体、会員名簿(総務委員長 2年)
- (8) 登録者名簿(競技役員・資格審査委員長 選手・競技委員長 2年)
- (9) 公益財団法人日本水泳連盟関係必要書類(理事長 5年)
- (10) 官公署往復書類(各委員長 5年)
- (11) 財産目録(資産台帳及び負債台帳)(会計委員長 5年)
- (12) 記念事業関係書類(理事長 10年)
- (13) 国体・強化費決算(強化委員長及び国体・三県担当委員長 5年)
- (14) その他必要な書類及び帳簿(各委員長 2年)
- 第 9 条 前項第 1 号、第 4 号(事業)、第 6 号、第 11 号、第 13 号及び予算案、決算書は総会資料に掲載し、これを一般の閲覧に供するものとする。

[組織関係]

第 4 章 委員会規程

- 第 10 条 連盟規約第 37 条に基づき、つぎの委員会を置く。

『競技力向上事業』

- (1) 強化委員会は、選手の強化育成、技術の向上に関する事項等の処理を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 競泳の競技力向上事業・強化トレーニング(ジュニア選手研修合宿)
- ② 研修と講習会
- ③ 国民体育大会・三県対抗水泳大会への対応(選手選考・エントリー等大会関係事務)
- ④ アンチ・ドーピングに関する事業
薬剤師会ドーピング防止ホットライン
：山梨県薬剤師会薬事情報センター 055-255-1507
- ⑤ 地域科学委員による水泳競技の各種目に対する科学サポートの実施

- (2) 一般委員会は、一般委員会の管轄する各種大会の開催及び運営を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 山梨県選手権
 - ② 山梨県体育祭り水泳競技の部
 - ③ 山梨県学童水泳競技大会
 - ④ 関東地域春季大会・三県対抗水泳大会の運営（山梨開催の場合）
- (3) 高体連委員会は、高体連の管轄する各種大会の開催及び運営を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 山梨県高校総体
 - ② 関東大会山梨県予選会
 - ③ 学年別大会
 - ④ 新人大会
- (4) 小中体連委員会は、小中体連の管轄する各種大会の開催及び運営を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 全国・関東中学校山梨県予選会
 - ② 山梨県中学校総体
 - ③ 学年別大会兼新人大会
- (5) SC委員会は、SCの管轄する各種大会の開催及び運営を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 水泳競技大会（春季・ジュニア・夏季・ジュニアスプリント・秋季・萩原智子杯・冬季）
 - ② 各種大会山梨県予選会（日本選手権・全国ジュニアオリンピック・全国実業団・関東春季）
 - ③ 公益財団法人日本水泳連盟泳力検定制度に関する事業
- (6) 水球委員会は、水球委員会の管轄する各種大会の開催及び運営（水球の競技力向上事業・強化トレーニング・研修と講習会）を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 山梨県水球選手権
 - ② 関東ブロック大会の開催
 - ③ 関東水球担当者会議への参加

『競技事業』

- (7) 競技委員会は、公益財団法人日本水泳連盟及び全国（関東）各県水泳連盟との関係調整、各種競技会の開催に関する原案、登録に関わる事項等の処理を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 事業計画の作成
 - ② 国体ブロック予選（水球・飛込・シンクロナイズドスイミング）
 - ③ 全国ジュニアオリンピック関東ブロック予選（水球・飛込・シンクロナイズドスイミング）
 - ④ 山梨県障害者スポーツ大会水泳競技及び全国大会等出場への対応
 - ⑤ 登録に関わる事務処理
 - ⑥ 全国・関東等諸会議（地域会議）及び実技研修への参加
 - ⑦ 「プール公認規則」「公認プール施設要領」に基づくプール施設及び用器具の研究
 - ⑧ スポーツ環境に関する事業
 - ⑨ 倫理・社会規範意識の啓発活動

『指導者育成事業』

- (8) 普及委員会は、普及・指導者養成・調査研究に関し、その円滑な運営を図ることを目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 山梨県学童水泳競技大会に関する事業
 - ② 基礎水泳指導員の養成及び検定に関する事業
 - ③ 基礎水泳指導員資格更新の講習及び検定に関する事業
 - ④ 「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づく水泳指導者の育成と資格認定
 - ⑤ 公益財団法人山梨県体育協会からの要請等で、連盟より委託された事業
 - ⑥ 全国・関東等諸会議（全国地域指導者[普及]委員長会議等）への参加
- (9) 資格審査委員会は、会員、選手に対する指導、賞罰及び諸問題の審議を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 公認競技役員資格規定に基づく競技役員講習会（関東地域・山梨県内）
 - ② 競技者資格規則に基づく競技者の資格及び処分の審議
 - ③ 全国・関東等諸会議（全国商業施設教師担当者会議等）への参加
 - ④ 会員、指導者、選手等の資格審査
 - ⑤ 表彰に関する事業

『総務事業』

- (10) 情報システム委員会は、コンピューターにより競技情報を作成するための処理、及び各競技の記録を収集・管理し中央競技団体へ報告することを目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 記録の管理と公認
 - ② 登録システム、エントリーシステムの普及
 - ③ 全国情報システム委員会担当者会議への参加
- (11) 総務委員会は、連盟の諸事業の運営、庶務及び経理に関する事項の処理等を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 予算案の作成
 - ② 総会・理事会等の運営
 - ③ 総会の定足数の確認
 - ④ 各種渉外業務
 - ⑤ 個人情報の保護に関する事業
- (12) 財務委員会は、連盟の事業全般の円滑な運営を図るため、その必要財源の確保及び財務の健全な運用に関する事項等の処理を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 連盟の財政運営に関わる総合的企画及び研究
 - ② 免税募金募集業務の計画・推進
 - ③ その他広告及び募金の募集に関する事業
- (13) 会計委員会は、適切な経理事務を行い、この連盟の事業の有効かつ効率的な運営を図ることを目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 決算報告の作成
 - ② 財産目録の管理

『生涯スポーツ・普及事業』

- (14) マスターズ委員会は、マスターズ競技会の開催、参加申込、記録の認定、公表等の処理を目的とする。その目的を達成するため、つぎの事業を行う。
- ① 全国マスターズ選手権山梨県予選会
 - ② 各種マスターズ大会への対応

[表彰関係]

第 5 章 記 念 事 業 規 程

第 1 1 条 記念事業の範囲はつぎのとおりとする。

- (1) 連盟の歴史を記念するために連盟創立の年から起算して10周年ごとに行う記念事業
- (2) その他記念事業委員会が定める事業

第 1 2 条 連盟規約第 1 2 条に基づき、記念事業を実施するための特別会計を設けることができる。

第 1 3 条 記念事業の実施においては、実行委員会を設けその運営を行う。また、記念事業終了後、ただちに報告書を作成し、直近の理事会及び総会に報告するものとする。

第 6 章 表 彰 規 程

第 1 4 条 連盟の目的達成のために貢献した個人又は団体の功績をたたえ、これを顕彰する。

第 1 5 条 表彰の範囲はつぎのとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本水泳連盟有功章
- (2) 山梨県体育功労賞
- (3) 山梨県水泳連盟功労賞
- (4) 山梨県水泳連盟優秀選手賞
- (5) 他団体が行う表彰
- (6) 山梨県水泳連盟会長賞（選手：山梨県選手権優勝者に授与）

第 1 6 条 受賞候補者又は団体の推薦は、資格審査委員会をはじめとする各委員会から推薦され、理事会において選考され、決定する。

第 1 7 条 公益財団法人日本水泳連盟有功章受章者の推薦については、公益財団法人日本水泳連盟記念事業並びに栄章規程第 5 章有功者表彰（地域における水泳及び水泳競技の普及・発展に貢献した者並びに専門委員会委員として満 10 年以上業務に精励した者で、満 50 歳以上の会員登録者 1 名）に則り行う。

- 第18条 山梨県体育功労賞受賞候補者の推薦については、公益財団法人山梨県体育協会表彰規程に則り下記を選考基準として選考を行う。
- (1) 年齢50歳以上で、10年以上の指導歴を持つ。
 - (2) 10年以上の役職経験者。
 - (3) 役職歴（指導歴）に財政上の寄与も、選考に加味する。
 - (4) 理事以上の役職を続けた者。
 - (5) 現在、健康上、職務上の都合で、役職を果たしていない者でも、長年にわたり貢献した者。（現在も指導、連盟発展に貢献している者が望ましい）
 - (6) 人物が高潔である。
- 第19条 山梨県水泳連盟功労賞は、連盟の事業に永年に渡り貢献され、その功績が他の範となる個人又は団体を表彰する。また、総会において表彰をする。
- 第20条 他団体が行う表彰にかかわる受賞候補者の推薦については、資格審査委員会をはじめとする各委員会及び連盟に登録された競技団体及び会長が推薦する個人又は団体を候補とし、理事会において選考され、決定する。
- 第21条 この規程により表彰を受け、若しくは推薦者に決定した個人又は団体については、直近の理事会及び総会に報告するものとする。
- 第22条 この規程に定めのない事項については、理事会にて決定する。

[競技関係]

第7章 記録公認規程

- 第23条 山梨県記録・山梨県高校記録・山梨県中学記録・山梨県学童記録の認定を行う。その種類は長水路及び短水路の2種類とする。
- 第24条 対象となる競技会は、公益財団法人日本水泳連盟が認める公認競技会とする。
- 第25条 公認は、各委員会から情報システム委員会に報告され、公認記録の申請を行う。
- 第26条 対象となる選手は、連盟に登録した選手とする。
- 第27条 県外に在住若しくは在学する選手は、日本代表・山梨県代表・連盟に登録された競技団体[以下「登録団体」という]又は本県内にあり関東学連の登録団体から参加した競技会及び代表選考会を経たもののみを認める。
- 第28条 県外大会においては、参加した登録団体の代表者は、すべての成績をすみやかに情報システム委員会に報告する。
- 第29条 日本記録・日本高校記録・日本中学記録・日本学童記録が発生した場合は、公益財団法人日本水泳連盟競技規則に則りただちに報告事務を実施する。
- 第30条 毎年4月1日及び10月1日に長水路・短水路の記録を公認し、直近の理事会又は総会において発表する。
- 第31条 この規程に定めのない場合は、理事会においてその扱いを決定する。

第8章 競技者に関する規程

- 第32条 この規程は、競技者の健全育成を目指し、社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位向上をはかることを目的とする。
- 第33条 この規程は、公益財団法人日本水泳連盟の以下の規程に従い、活動を推進する。
- (1) 競技者資格規則
 - (2) 肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程
 - (3) 競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程
 - (4) 競技会及び海外交流規則
 - (5) 競技会及び海外交流細則
 - (6) 外国籍競技者登録細則
- 第34条 この事務は資格審査委員会が所掌する。

第9章 安全及び監視救護体制に関する規程

- 第35条 この規程は、安全及び救護体制の確立を目的とする。
- 第36条 この規程は、公益財団法人日本水泳連盟「競技会における監視救護体制について」に従って活動を推進し、すべての競技会において適切に対応することとする。

第37条 強化トレーニングを指導する上で、選手の安全を優先することを目的として、公益財団法人日本水泳連盟の以下の規程に従い、活動を推進する。

- (1) 高地トレーニングに伴う安全管理のガイドライン
- (2) プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン
- (3) オープンウォータースイミング（OWS）競技に関する安全対策ガイドライン

附 則

- 1 連盟細則施行に関し必要な事項は、理事会の決議により会長がこれを定めるものとする。

本細則は、平成20年5月18日より施行する。

一部改正 平成26年5月18日

一部改正 平成27年5月17日